

島根県医療施設等施設整備費補助金交付要綱新旧対照表

改 正 後					改 正 前				
島根県医療施設等施設整備費補助金交付要綱					島根県医療施設等施設整備費補助金交付要綱				
1～5.〔略〕					1～5.〔略〕				
1 区分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補助率	5 下限額	1 区分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補助率	5 下限額
へき地 診療所 施設整 備事業	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	へき地 診療所 施設整 備事業	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	ヘリポート1か所 当たり <u>96,836</u> 千円	〔略〕		〔略〕		ヘリポート1か所 当たり <u>92,489</u> 千円	〔略〕		〔略〕
過疎地域 等特定診 療所施設 整備事業	次に掲げる基準面 積に別表に定める単 価を乗じた額の合計 額とする。 基準面積 (1)診療部門 160 m ² (2)医師 <u>又は歯科医師</u> 住宅 80 m ² (3)看護師住宅 80 m ²	〔略〕	〔略〕	〔略〕	過疎地域 等特定診 療所施設 整備事業	次に掲げる基準面 積に別表に定める単 価を乗じた額の合計 額とする。 基準面積 (1)診療部門 160 m ² (2)医師住宅 80 m ² (3)看護師住宅 80 m ²	〔略〕	〔略〕	〔略〕

へき地医療拠点病院施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 診療部門 1,000 m ²	へき地医療拠点病院として必要な次の各部門の新築、増築及び改築に要する工事費又は工事請負費 (1)病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等) (2)診療棟（検査、放射線、手術部門） (検査室、照射室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、廊下、便所、附属設備等)	〔略〕	〔略〕			へき地医療拠点病院として必要な次の各部門の新築、増築及び改築に要する工事費又は工事請負費 (1)診療部門 1,000 m ² (2)医師住宅 1戸当たり 80 m ² (ただし2戸を限度とする。)	へき地医療拠点病院として必要な次の各部門の新築、増築及び改築に要する工事費又は工事請負費 (1)検査、放射線、手術部門 (検査室、照射室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、廊下、便所、附属設備等) (2)病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等) (3)医師住宅	〔略〕	〔略〕	
	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 医師住宅 1戸当たり 80 m ² (ただし2戸を限度とする。)	へき地医療拠点病院として必要な次の部門の新築、増築及び改築に要する工事費又は工事請負費 (3)医師住宅									

離島等 患者宿 泊施設 施設整 備事業	次に掲げる基準面 積に <u>651</u> 千円を乗じ た額とする。 〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	離島等 患者宿 泊施設 施設整 備事業	次に掲げる基準面 積に <u>352</u> 千円を乗じた 額とする。 〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
有床診 療所等 スプリ ンクラ ー等施 設整備 事業	当該施設の対象面 積に次に掲げる基準 単価を乗じた額と し、消火ポンプユニ ットを整備する場合 は(1)、(2)に限り1 施設当たり <u>2,460</u> 千 円を加算する。 (1)通常型スプリンク ラー 対象面積 1 m ² 当た り 基準単価 <u>24</u> 千円 (2)水道連結型スプリ ンクラー 対象面積 1 m ² 当た り 基準単価 <u>23</u> 千円 (3)パッケージ型自動 消火設備	〔略〕	〔略〕	〔略〕	有床診 療所等 スプリ ンクラ ー等施 設整備 事業	当該施設の対象面 積に次に掲げる基準 単価を乗じた額と し、消火ポンプユニ ットを整備する場合 は(1)、(2)に限り1 施設当たり <u>2,350</u> 千 円を加算する。 (1)通常型スプリンク ラー 対象面積 1 m ² 当た り 基準単価 <u>23</u> 千円 (2)水道連結型スプリ ンクラー 対象面積 1 m ² 当た り 基準単価 <u>22</u> 千円 (3)パッケージ型自動 消火設備	〔略〕	〔略〕	〔略〕

	対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 28 千円 (4) 消防法施行令 (昭和 36 年政令第 37 号) 第 32 条適用設備 対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 27 千円			
	自動火災報知設備 を新設する場合 1 施設当たり 1,279 千円	〔略〕	〔略〕	〔略〕
産科医療機関 施設整備 事業	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
分娩取扱施設 施設整備 事業	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

(注) 1. 同一事業について補助を受けるときは、交付額が重複することのないよう、今年度分の基準面積（基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。）から当該補助の際の基準面積を進捗率により按分し差し引くこととする。

(注) 2 〔略〕

	対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 27 千円 (4) 消防法施行令 (昭和 36 年政令第 37 号) 第 32 条適用設備 対象面積 1 m ² 当たり 基準単価 26 千円			
	自動火災報知設備 を新設する場合 1 施設当たり 1,222 千円	〔略〕	〔略〕	〔略〕
産科医療機関 施設整備 事業	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
分娩取扱施設 施設整備 事業	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

(注) 1. 過去に同一事業について、補助金を受け、現に使用しているときは、基準面積（基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。）から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。

(注) 2 〔略〕

6. ～ 7. [略]

(申請手続)

8. この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 補助事業者は、第 2 号様式による申請書を別途定める期日までに、県知事に提出して行うものとする。

(2) 申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

9. ～ 11. [略]

(実績報告)

12. この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 補助事業者は、事業完了後 1 か月以内（7 の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から 1 か月以内）又は翌年度 4 月 5 日のいずれか早い日までに第 4 号様式による報告書を県知事に提出して行わなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付決定に係る県の会計年度の翌年度の 4 月 5 日までに、第 5 号様式による年度終了実績報告書を県知事に提出しなければならない。

(2) 8 に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出するに当たって当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

6. ～ 7. [略]

(申請手続)

8. この補助金の交付の申請は、

第 2 号様式による申請書を別途定める期日までに、県知事に提出して行うものとする。

[新設]

9. ～ 11. [略]

(実績報告)

12. この補助金の事業実績報告は、

事業完了後 1 か月以内（7 の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から 1 か月以内）又は翌年度 4 月 5 日のいずれか早い日までに第 4 号様式による報告書を県知事に提出して行わなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付決定に係る県の会計年度の翌年度の 4 月 5 日までに、第 5 号様式による年度終了実績報告書を県知事に提出しなければならない。

[新設]

附 則（平成6年8月23日長第97号） ～

附 則（令和6年11月25日医第1044号） 〔略〕

附 則（令和7年11月12日医第1065号）

1. この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

2. 令和6年度以前に交付された補助金の取扱については、なお従前の例による。

別 表 1平方メートル当たり単価表

（単位：円）

施 設 の 名 称	種 目 等	構 造 別	単 価
へ き 地 診 療 所	一般地区	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>
		ブロック	<u>214,000</u>
		木 造	<u>355,000</u>
	離島豪雪 地 区	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>
		ブロック	<u>214,000</u>
		木 造	<u>355,000</u>
過 疎 地 域 等 特 定 診 療 所	一般地区	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>
		ブロック	<u>214,000</u>
		木 造	<u>355,000</u>
	離島豪雪 地 区	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>
		ブロック	<u>214,000</u>
		木 造	<u>355,000</u>
へ き 地 医 療 拠 点 病 院	病 棟	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>
		ブロック	<u>214,000</u>
	診 療 棟	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>
		ブロック	<u>214,000</u>
	医師住宅	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>
		ブロック	<u>214,000</u>
		木 造	<u>355,000</u>
産 科 医 療 機 関	診療部門	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>

附 則（平成6年8月23日長第97号） ～

附 則（令和6年11月25日医第1044号） 〔略〕

〔新設〕

別 表 1平方メートル当たり単価表

（単位：円）

施 設 の 名 称	種 目 等	構 造 別	単 価
へ き 地 診 療 所	一般地区	鉄筋コンクリート	<u>198,300</u>
		ブロック	<u>172,500</u>
		木 造	<u>198,300</u>
	離島豪雪 地 区	鉄筋コンクリート	<u>212,200</u>
		ブロック	<u>185,400</u>
		木 造	<u>212,200</u>
過 疎 地 域 等 特 定 診 療 所	一般地区	鉄筋コンクリート	<u>198,300</u>
		ブロック	<u>172,500</u>
		木 造	<u>198,300</u>
	離島豪雪 地 区	鉄筋コンクリート	<u>212,200</u>
		ブロック	<u>185,400</u>
		木 造	<u>212,200</u>
へ き 地 医 療 拠 点 病 院	病 棟	鉄筋コンクリート	<u>264,400</u>
		ブロック	<u>230,900</u>
	診 療 棟	鉄筋コンクリート	<u>295,100</u>
		ブロック	<u>258,500</u>
	医師住宅	鉄筋コンクリート	<u>198,300</u>
		ブロック	<u>172,500</u>
		木 造	<u>198,300</u>
産 科 医 療 機 関	診療部門	鉄筋コンクリート	<u>264,400</u>

分娩取扱施設		ブロック	214,000
			355,000
	宿泊施設	鉄筋コンクリート	484,000
		ブロック	214,000
		木造	355,000
	分娩室 病室 入所室等 宿泊施設	鉄筋コンクリート	484,000
		ブロック	214,000
		木造	355,000
		鉄筋コンクリート	484,000
		ブロック	214,000
		木造	355,000

(注) 1～3〔略〕

分娩取扱施設		ブロック	230,900
			264,400
	宿泊施設	鉄筋コンクリート	294,800
		ブロック	257,900
		木造	294,800
	分娩室 病室 入所室等 宿泊施設	鉄筋コンクリート	264,400
		ブロック	230,900
		木造	264,400
		鉄筋コンクリート	294,800
		ブロック	257,900
		木造	294,800

(注) 1～3〔略〕

第1号様式～第2号様式〔略〕

第1号様式～第7号様式〔略〕

第2号様式 別紙1

第2号様式 別紙1

別紙1

経 費 所 要 額 調

補助事業名:

事業区分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の支出予定額	基準額	選定額	市町村補助額	県補助基本額	県補助所要額	仕入に係る消費税等相当額	要領補助額	県補助交付決定額	差引追加交付(一部取消)申請額	備考
(A)	(B)	(A)-(B)=(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(J)-(I)=(K)	(L)	(L)-(K)=(M)		
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
合計														

(注)1 本調査表は、施設ごとに作成すること。
2 「事業区分」欄、上段には交付の対象となる事業の名称を、下段には施設の名称を記載すること。
3 「選定額(F)」欄は、(D)と(E)とを比較して少ない方の額を記入すること。
4 「県補助基本額(H)」欄は、(C)と(F)とを比較して少ない方の額を記入すること。
5 「県補助所要額(I)」欄は、(H)欄に記載された額に補助率を乗じて得た額を記入すること。
ただし、算出された額が1,000円未満の場合はここを切捨てるとする。
6 (J)欄及び(M)欄については交付要綱の別による要領交付申請手続書の欄は斜線を引くこと。

別紙1

経 費 所 要 額 調

補助事業名:

事業区分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の支出予定額	基準額	選定額	市町村補助額	県補助基本額	県補助所要額	県補助交付決定額	差引追加交付(一部返付)申請額	備考
(A)	(B)	(A)-(B)=(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)		
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
合計												

(注) 1 本調査表は、施設ごとに作成すること。
2 「事業区分」欄、上段には交付の対象となる事業の名称を、下段には施設の名称を記載すること。
3 「選定額(F)」欄は、(D)と(E)とを比較して少ない方の額を記入すること。
4 「県補助基本額(H)」欄は、(C)と(F)とを比較して少ない方の額を記入すること。
5 「県補助所要額(I)」欄は、(H)欄に記載された額に補助率を乗じて得た額を記入すること。
ただし、算出された額が1,000円未満の場合はここを切捨てるとする。
6 (J)欄及び(K)欄については交付要綱の別による要領交付申請手続書の欄は斜線を引くこと。

第2号様式 別紙2～第4号様式〔略〕

第2号様式 別紙2～第4号様式〔略〕

第4号様式 別紙1

別紙1

経費所要額精算書

補助事業名:

事業区分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	基準額	選定額	市町村補助額	県補助基本額	県補助所要額	仕入に係る消費税等相当額	要県補助額	県補助交付決定額	県補助受入済額	差引過不足額
(A)	(B)	(A)-(B)=(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(D)-(J)=(K)		(L)	(L)-(K)=(M)	(M)-(K)=(N)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計														

(注)1 本調査表は、施設ごとに作成すること。

2 「事業区分」欄、上段には交付の対象となる事業の名称を、下段には施設の名称を記載すること。

3 「選定額(F)」欄は、(D)と(E)とを比較して少ない方の額を記入すること。

4 「県補助基本額(H)」欄は、(C)と(F)とを比較して少ない方の額を記入すること。

5 「県補助所要額(I)」欄は、(H)欄に記載された額に補助率を乗じて得た額を記入すること。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切捨てるものとする。

第4号様式 別紙2～第5号様式 別表〔略〕

第4号様式 別紙1

別紙1

経費所要額精算書

補助事業名:

事業区分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	対象経費の実支出額	基準額	選定額	市町村補助額	県補助基本額	県補助所要額	県補助交付決定額	県補助受入済額	差引過不足額
(A)	(B)	(A)-(B)=(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)	(K)-(D)=(L)	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計												

(注)1 本調査表は、施設ごとに作成すること。

2 「事業区分」欄、上段には交付の対象となる事業の名称を、下段には施設の名称を記載すること。

3 「選定額(F)」欄は、(D)と(E)とを比較して少ない方の額を記入すること。

4 「県補助基本額(H)」欄は、(C)と(F)とを比較して少ない方の額を記入すること。

5 「県補助所要額(I)」欄は、(H)欄に記載された額に補助率を乗じて得た額を記入すること。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切捨てるものとする。

第4号様式 別紙2～第5号様式 別表〔略〕

第 6 号様式

第6号様式

番 年 月 号 日

島根県知事 様

補助事業者名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定があった 年度医療施設等
施設整備費補助金について、医療施設等施設整備費補助金交付要綱7.(10)の
規定に基づき、下記のとおり報告する。

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の規定による
確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

2 確定時に減額した仕入に係る消費税額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係
る仕入控除税額(要県補助金返還相当額)

金 円

4 補助金返還相当額

金 円

注 添付書類
記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が
把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。

第 6 号様式

第6号様式

番 年 月 号 日

島根県知事 様

補助事業者名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定があった 年度医療施設等
施設整備費補助金について、医療施設等施設整備費補助金交付要綱7.(10)の
規定に基づき、下記のとおり報告する。

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の規定による
確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係
る仕入控除税額(要県補助金返還相当額)

金 円

注 添付書類
記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が
把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。

第7号様式

第7号様式

番 年 月 号 日

〇〇市町村長 様

間接補助事業者名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 第 号により交付決定があった 年度医療施設等施設整備費補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき、次のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の規定による
確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 2 確定時に減額した仕入に係る消費税額

金 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要補助金返還相当額)

金 円

- 4 補助金返還相当額

金 円

注 添付書類
記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。

第7号様式

第7号様式

番 年 月 号 日

〇〇市町村長 様

間接補助事業者名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 第 号により交付決定があった 年度医療施設等施設整備費補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき、次のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の規定による
確定額又は事業実績報告による精算額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要補助金返還相当額)

金 円

注 添付書類
記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。

